

葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例

葛飾区職員定数条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 区長の事務部局の職員 <u>2,651</u> 人	(1) 区長の事務部局の職員 <u>2,626</u> 人
(2) 議会の事務部局の職員 17人	(2) 議会の事務部局の職員 17人
(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>224</u> 人	(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>209</u> 人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員
ア 学校の事務部局の職員 <u>265</u> 人	ア 学校の事務部局の職員 <u>235</u> 人
イ 幼稚園の教諭 14人	イ 幼稚園の教諭 14人
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人	(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人
(6) 監査委員の事務部局の職員 7人	(6) 監査委員の事務部局の職員 7人
(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人	(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人
合計 <u>3,190</u> 人	合計 <u>3,120</u> 人
	<u>付 則</u>
	<u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u>

1 平成24年4月1日 実人員見込み

平成23年4月1日実人員	3,042人
退職見込み数	△113人
新規採用予定数	70人
平成24年4月1日実人員見込み	2,999人
対前年比較	△43人

2 職員数の主な増減理由

(1) 主な増員理由

- ① 新たな組織改正にかかる増
特命担当課長等の新設に伴う増
- ② 災害への対応
学校避難所の運営会議や訓練の充実に伴う増
密集住宅市街地整備促進事業の充実に伴う増
- ③ 待機児童解消等への対応
保育所及び学童保育クラブの整備に伴う増

(2) 主な減員理由

- ① 区立保育園運営委託の導入
小合保育園に運営委託を導入することによる減
- ② 給食調理委託校の拡大
給食調理業務の委託校を拡大することによる減
- ③ 組織改正にかかる減
総合窓口設置準備室の廃止に伴う減
- ④ 事務効率化・執行体制の見直し
戸籍住民課や介護保険課等の事務効率化・執行体制の見直しに伴う減